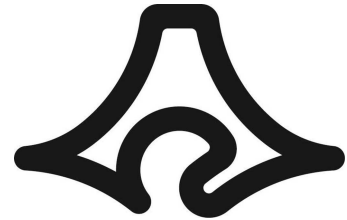


提 供 日 2024/7/31

タイトル 県有地の財産管理に関する住民監査請求の監査結果

担 当 監査委員事務局監査課監査班

連絡先 TEL 054-221-2927



## (要旨)

令和6年5月23日に受け付けた「県有地の財産管理」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、棄却することを決定し、7月30日に請求人に通知した。

## (概要)

### 1 件名

県有地の財産管理に関する住民監査請求

### 2 請求人

静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 1253-7 熊井 正徳（くまい しょうとく）

### 3 監査対象機関

静岡県交通基盤部道路局道路保全課  
静岡県下田土木事務所

### 4 請求の要旨

(1) だれが 請求の対象 元県知事川勝平太及び下記県職員

a・b・c・d・e・f・g・h等県職員

(2) いつどのような財務会計に関する行為を行ったのか・又どのような行為を怠っているのか。

説明が前後します、別紙証明「A」に有る様に1253-72の土地の乙登記を長い間登記をしないままに放置「土地所在不明」の状態であったこの事は甲登記簿1253-7の国有地に寄附317㎡と静岡県に寄附201㎡=518㎡こう記載した土地家屋調査士のiが他人の土地に悪意をもって合算数値を記載したのが原因であり当然気付き登記申請する行為を怠った。

（「静岡県土地所在不明」）を熊井に対して所有権売買で取得した土地に〔架空借地債権〕を設定して仮執行訴訟を裁判所に提出した。

違法な不当脅迫と借地契約強要強制押しかけで建物収去土地明渡せの行政行為強行を今も続行し続けているこの撤回はどの方法で終結させるのか決めてもらいたい。D区201㎡を乙登記することで所在不明の土地が登記欠落判明する。

行政側の誤りで幾多の裁判をしてきた16年雑多な裁判を継続して、犯罪の刑事時効が決着するまで今も最高裁・高裁継続している。それなりの調査をして照合して財務上の損失補償と公開広告謝罪の名誉回復を指名相手先に通知知ら占めるように信頼回復をお願いします。

(3) 1253-7: 甲・登記簿・表題部518㎡ではなく317/201私も静岡銀行も司法書士も知ってか知切かi土地家屋調査士に翻弄されてしまった。過去に古くはjの教唆指示でもあるが親戚とはいえ他人の土地であるのに不動産登記法第123及び民法第117条に違反するしかも錯誤の詐欺手法、民法163条を地籍測量細分分割iの違法登記の繰り返す手法で行う民法第162条に気づかない年月での土地のマネーロンダリング手法で偽装転売する。jが当地東伊豆町町長であったその前後公金も私有財産も搾取し続けたと言う事で翻弄された甲登記分筆数値と乙登記の数値が違い判別できる不動産登記法第123条では当然ながら甲分筆表題部数値と分筆後の乙登記表題部数値は同数の地籍数でなければならない。二、しかも甲表題部に詐欺の錯誤手法が使われている悪意の疑義ある。東伊豆町の焼却場改修、熱川桜山造成整備公共事業の受託収賄で賄賂を受け懲役2年実刑を受け

たそれ以前からずーと私有地も奪取していたと言う事になる。今尚知切借地契約もなく相続も時効も無い。

その行為又は怠る事実はどうのような理由で違法不当なのか。

欠落土地・D区・1253-72「静岡県所有地」の登記を怠り不存在と見せかけ作為の為か静岡県と熊井が度重なる裁判の間に不動産土地所有者不明土地として新たな反ぐれ背後の不動産業者を呼び込んだ。不動産業者沼津平成建設不動産部が他人の土地承知で転売介入した。不法無断借地でガソリン・スタンド熱川日石〔小売〕j・東伊豆町元町長と土地家屋調査士iが結託偽地番を二重登記して1253-7一筆地を甲登記簿表題部③偽装の1番目。160㎡を記載この分筆は静岡県への寄附二件の内の一件であるが分筆甲は160として記載「乙登記」は40㎡になっており故意の悪意ある混乱の為にの登記の先方である。偽装甲登記簿表題部③地籍1402 ③錯誤とある、錯誤とは「間違え」て記載したの意味で、取り消しである。これが偽装詐欺の次方「2番手」手法である。

「3番手」中堅③地籍191㎡を記載この分筆（甲登記簿）は1253-91. 1253-92 ③とある。乙登記簿は下田土木事務所所長kと熱川バナナワニ園園長l・同社取締役m〔事実上の実際執行者〕らが集団合議して、乙登記簿には1253-92地籍が1004㎡そして所有者熱川日石とある、借地貸借契約書は無いから民法第163条も成立しない。所有権権利所及び不動産登記法による不動産登記識別情報も無い無権利者である。j社長は小売業者でイデン興業は石油元売卸業者である。熱川日石倒産に際し双方は共同債務者である。後の登記記述にイデン興業が熱川日石より代物弁済で、他人の不法無権利土地の一部に別番地偽装表記した。三、その1253-92. 1004㎡を粉飾決算で平成建設の不動産部仲介でイデン興業売り手・買い手が東京両国本社がある熱川リゾート・スパ〔社名グリーンウッド〕が1100万円で土地を架空売買した。もう一方の1253-91は所有者jとあるが、先に述べた様に他人の土地の違法占拠者である。土地地番を1253-7と頭初は知切していたが後から現在の土地地番を1253-91とし熱川日石の地番は1253-13「会社所在地」銀行取引地番であり建物j名義〔建物保護法登記〕現在1253-7の6となっている。結果結論は1253-91番地の土地に1253-7の6に建物があり権利部「乙区」所有権以外の権利に関する事項での住宅資金借入れ先〔抵当権地番は1253-13〕この1253-13は1253-52〔国有地国道135号線〕の右・東側の地番である。この様に

「4番手」副将・その結果静岡県にどのような損害が生じているか。

D区 欠落していた未登記県有地・土地の登記 1253-72 201㎡×10万円（仮1㎡）＝2010万円が記載漏れ＝未登記の損害がある。

「5番手」大将・どのような措置を請求するのか。

1253-72県有地に登記所へ登記申請する事及び登記官職権で違法行為者jの違法不当行為の書類上の全面排除修正後送達。

〔6番手〕法務局下田支局及び東京霞が関法務局官房長と調査室には報告願書を提出してある。違法不当行為刑事事項は失効が発生しないよう最高裁・東高裁・に切れ目無く継続審査申請をしている。在職後でも違法行為発覚した場合退職金制度判例に従い停止できる。

## 5 監査結果

県には「財産の管理を怠る事実」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

## 1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

### (1) 請求人が主張する区域に県有地が存在するとは認められない。

- ・ 請求人は、現在の 1253 番 92 の一部が静岡県に寄付されていると主張するが、措置請求書や補正書、意見陳述において、その根拠は図面に示していると述べるのみであり、請求人の主張を裏付ける客観的事実は確認できず、静岡県が寄付を受けたとする明確な根拠はない。また、補正書では地積境界標識があったと主張するが、当該標識があったとする根拠は確認できない。
- ・ 監査対象機関（下田土木事務所）が保有する寄付申込願末簿（昭和 47 年～）には、請求人が主張する昭和 51 年 6 月 21 日の静岡県に対する当該区域の寄付の記録はなく、他に寄付があったとする事実も認められない。
- ・ 原告熊井正徳と被告静岡県との間の平成 23 年（ワ）第 714 号境界線確定請求事件における平成 24 年 8 月 29 日静岡地方裁判所判決において、「原告も自認するとおり、公図には 1253 番 92 の土地の南側には被告所有地の記載はなく、1253 番 92 の土地が旧地番 1253 番 7 の土地から分筆された経緯や上記分筆に際し作成された本件確認図（※上記 1 (2) 記載の道路管理区域確認図）や地積測量図などからも、1253 番 92 の土地の南側に被告所有地が存在するとの事実は窺われない。また、原告が、1253 番 92 の土地の南側に被告所有地があることを示す証拠の 1 つとする国道境界プレートの向きについても、弁論の全趣旨によれば、国道境界プレートは国道 135 号線の管理者である静岡県が 1253 番 92 の土地との境界を明示するために設置したものであること、国道 135 号線と 1253 番 92 の境界は、1253 番 92 側の縁石の端にあり、国道 135 号線側は L 字側溝状のくぼみとなっているため、通常の向きでの設置が困難であったことが認められ、国道境界プレートの向きをもって 1253 番 92 の土地の南側に被告所有地が存在するということとはできない。」と判示されており、請求人は上訴することなく同判決は確定している。また、今回の措置請求において新たな事実の提示もない。

### (2) 「財産の管理を怠る事実」は存在しない。

- (1)に記載したとおり請求人が主張する区域に県有地が存在するとは認められない。  
したがって、「財産の管理を怠る事実」は存在しない。

## 2 結論

以上のことから、請求人の主張に理由があると認めることはできない。